

平成22年8月10日

弊会顧問 参議院議員 山谷えり子殿

NPO法人教育再生・地方議員百人と市民の会
理事長 大阪市議員 辻 淳子
吹田市古江台2-10-13
事務局担当 増木 090-3710-4815

小中学校における副教材選定等に関する責任の所在についてについて

謹啓 時下、山谷先生におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
先生におかれましては日々、「家族・教育・国なおし」にご尽力いただき感謝に耐えません。また、
先日の選挙では上位ご当選。我ことのように一同喜んでおります。

実は、以前にも問題があり先生にはせ参じていただきました吹田市で、またとんでもない事件が起
こりました。吹田市立第一中学校で、社会科平井三津子教員が「従軍慰安婦はどんなことをさせられ
ましたか・・・」などと記載されたプリントを副教材として授業中生徒に配布し、その内容に違和感
を持った保護者が、大倭（やまと）の会（代表；山道哲也〔百人の会会員〕）に相談しました。
そして大倭の会より百人の会に相談があり、理事会で取り扱いを検討しましたところ、「局地戦をや
ってももぐらたたきになるだけ、早速山谷先生に相談しよう」ということに至ったわけです。

このプリントは全12枚で、我々の手元にあるのは5枚。検証いただければお分かりと思いますが、
偏向度はAクラス。余の7枚を地域住民として検証したく、学校、市教委に開示を求めましたところ
余程ひどいのか応じてもらえませんでした。とりあえず公文書公開の手続きは執りました。また学校
は生徒からプリント全てを回収したようです。

私どもは内容自体も不適切極まりないと思いますが、それ以前に副教材の使用に関しその責任の所
在がいまひとつ明確でないような気がします。また、この平井教員はいわくつきの極左教員で、2年
前に学年主任であるにもかかわらず生徒の遠足の引率を放り出し裁判の傍聴に出かけた御仁です。
そこで貴議員より政府に対し下記事項等につき「質問趣意書」を提出していただきたく要請いたしま
す。

- 一 「副教材」を定義してください。先生が教室で生徒に配布するものは全て「副教材」と思慮
しますが、この認識は間違いでしょうか。
※ このプリントを教委は「先生（平井三津子）が個人的にやった。」と暗に副教材ではない
といているようです。
- 二 「副教材」の使用権限の所在を明らかにしてください。「副教材」の配布、内容に関しだれが責
任を負うのでしょうか。
- 三 「副教材」の検証は保護者、地域住民は可能でしょうか不可能でしょうか。可能ならその方法は
- 四 「副教材」の使用に関し、授業中副教材を中心に授業を進め、教科書をほとんど使用しないクラ
スがあると聞き及んでいます。事実上副教材が教科書になっているわけです。こういうことは
許されるのでしょうか。これが許されるなら教科書の『検定』の意味がなくなると思います。
- 五 その他貴議員が必要と思われること。 以上

暑さは当分続きそうです。ご自愛くださいませ。

謹白